

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>平成15年 3月10日  一部改正 平成18年10月27日  一部改正 平成19年 3月30日  一部改正 平成21年 9月28日  一部改正 平成21年11月20日  一部改正 平成22年 4月28日  一部改正 平成23年 3月31日  一部改正 平成24年 4月16日  一部改正 平成25年 5月 1日  一部改正 <u>国自安第 210号</u>  <u>国自貨第 98号</u>  <u>国自整第 244号</u>  <u>平成25年12月16日</u></p>	<p>平成15年 3月10日  一部改正 平成18年10月27日  一部改正 平成19年 3月30日  一部改正 平成21年 9月28日  一部改正 平成21年11月20日  一部改正 平成22年 4月28日  一部改正 平成23年 3月31日  一部改正 平成24年 4月16日  一部改正 平成25年 5月 1日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿  関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長  自動車局貨物課長  自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第2条の2 ～ 第6条（略）</p> <p>第7条 点呼等</p> <p>1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）（略）</p> <p>2. 第4項関係</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿  関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長  自動車局貨物課長  自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第2条の2 ～ 第6条（略）</p> <p>第7条 点呼等</p> <p>1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）（略）</p> <p>2. 第4項関係</p>

(1) (略)  
(2) アルコール検知器は、(7)の場合を除き、当面、性能上の要件を問わないものとする。

(3)～(5) (略)

(6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む。）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(7) (6)の規定にかかわらず、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合であって、同一事業者の他の営業所（以下この項において「他の営業所」という。）において乗務を開始又は終了する場合、運転者に他の営業所に備えられたアルコール検知器（この場合のアルコール検知器は、他の営業所に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。）を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等の方法により所属する営業所の運行管理者等に報告させたときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。

(8) 運転者に他の営業所のアルコール検知器を使用させる場合は、アルコール検知器の使用方法等について、運転者の所属する営業所及び他の営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等その他の関係者に周知することとする。

(9) (6)による方法又は(7)による方法のいずれの場合であっても、他の営業所において乗務を開始又は終了する場合には、他の営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう事業者を指導することとする。また、(7)による方法の場合には、アルコール検査をより一層確実に実施する観点から、運転者の所属する営業所において、一定期間ごとに、他の営業所から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、その確認等を行うよう事業者を指導することとする。

3. 第5項関係 (略)

第8条～第31条(略)

附 則（平成25年12月16日付け国自安第210号、国自貨第98号、国自整第244号）

(1) (略)

(2) アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。

(3)～(5) (略)

(6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(新規)

(新規)

(新規)

3. 第5項関係 (略)

第8条～第31条(略)

改正後の通達は、平成25年12月16日から施行する。